

事務連絡  
平成17年4月12日

各都道府県・各保健所設置市自動車リサイクル法主管課室  
各都道府県・政令指定都市オゾン層保護・フロン等対策主管課室 御中

経済産業省製造産業局自動車課  
化学物質管理課オゾン層保護等推進室  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室  
地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

#### フロン類回収業者及び第二種フロン類回収業者の年次報告について

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第81条第5項において、フロン類回収業者は年度終了後一ヶ月以内に前年度（平成16年度については平成17年1月～3月の三ヶ月間分。）のフロン類の回収量等についての報告を行う必要がある。

他方、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）における第二種フロン類回収業者からフロン類回収業者へ自動移行となった事業者については、平成16年12月31日までに第2種特定製品引取業者に引き取られた第2種特定製品（カーエアコン）に関し、フロン回収破壊法に基づき実施したフロン類の回収量等の報告を年度終了後三ヶ月以内に都道府県知事及び政令指定都市長宛に通知を行う必要がある。

自動車リサイクル法及びフロン回収破壊法における報告及び通知については、その方法、期間及び報告先等が異なるため、これまでも事業者向け説明会等において周知に努めてきたところであるが、今後ともフロン類回収業者がこの点を十分に理解の上で適正な報告及び通知がなされるように以下の点に留意し、自動車リサイクル法主管課室及びフロン回収破壊法所管課室が連携しつつ、フロン類回収業者あて周知徹底を実施されたい。

特に、自動車リサイクル法に基づく報告が適正に実施されない場合には、電子マニフェストシステムにより遅延報告が、情報管理センターから当該フロン類回収業者を所管する都道府県知事又は保健所設置市長あてに送付されることから、自動車リサイクル法第90条に基づく勧告・命令も活用しつつ、適切に対処されたい。

## 記

### 1. 報告及び通知の相違点

	フロン回収破壊法	自動車リサイクル法
報告／通知の対象期間	平成16年4月1日～平成17年3月31日	平成17年1月1日～平成17年3月31日
報告／通知の対象となるフロン類	平成16年12月31日までに第二種特定製品引取業者が引き取ったカーエアコンに充填されたフロン類	平成17年1月1日以降に引取業者が引き取った使用済自動車のカーエアコンに充填されたフロン類
報告／通知の方式	所定の報告書式（改正前のフロン回収破壊法施行規則様式第4の6）による報告	電子マニフェスト制度による報告（FAXを用いて移動報告を行う事業者については、専用のFAX報告書式等が4月に郵送される）
報告／通知の期限	平成17年6月30日	平成17年4月30日
報告先	都道府県知事又は政令指定都市長	情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター内）

### 2. 自動車リサイクル法における電子マニフェスト報告の遅延報告

自動車リサイクル法における回収量等の報告が4月末日までになされない場合、使用済自動車等に係る事業者間の通常の引取報告・引渡報告とは異なり、事業者あての確認通知はなされず、情報管理センターから当該フロン類回収業者を所管する都道府県知事又は保健所設置市長あての遅延報告のみが行われることになる。

なお、自動車リサイクル法における回収量等の公表は、経済産業・環境大臣が情報管理センターから報告を受けて行うこととなる。

以上